

第5種共同漁業権遊漁規則の認可

宮城県告示第 758 号

漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号	遊漁についての制限範囲	遊漁料の額及び納付方法	遊漁承認証に関する事項	遊漁に際し守るべき事項	漁場監視に関する事項	違反者に対する措置に関する事項			
気仙沼大川漁業協同組合 気仙沼市本町 1 丁目 2-1	内共第 1 号	(遊漁期間) 1 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。	(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 1 漁業の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、口頭で組合が指定する取扱所に申請しその承認を受けなければならない。 2 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、違反者の場合を除き第 1 項の承認をするものとする。 3 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに次に定める遊漁料を組合に納付しなければならない。	1 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。	1 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。 2 遊漁者は、遊漁に際して、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁者は、遊漁に際して、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 遊漁者は、漁場の区域内においてみだりに川底を攪はんしてはならない。	1 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。	組合は、遊漁者がこの規則に違反した時は、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後この者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。			
		魚種	期間					(遊漁料の額及び納付方法) 1 遊漁料の額は、次のとおりとする。		
		あゆ	7月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間					魚種	漁具漁法	遊漁料
		やまめ	3月1日から9月30日まで					第 4 条 第 1 項 の 魚 種 (全 魚 種)	竿釣	一般 1日 1,400円
		いわな	3月1日から9月30日まで							一般 1年 4,500円
		こい	3月1日から9月30日まで					やまめ いわな こい うぐい (雑魚)	竿釣	中学生 1,000円
		うぐい	1月1日から12月31日まで							小学生以下 無料
		2 前項の公表は、三陸新報に掲載してするものとする。						2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 納付場所 組合の指定する取扱所		
		(禁止区域) 遊漁期間内であっても、次の表の上欄に掲げる区間内においては、それぞれの下欄の期間中は遊漁をしてはならない。								
		区域	期間							
大川水道下堰堤上下各 25メートルの区域	1月1日から12月31日まで									
大川水道下堰堤下流各 25メートルから館山大橋下流 100メートルまでの区域	9月1日から9月30日まで									
(全長制限) 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。										
魚種	全長									
あゆ	10センチメートル									
やまめ	15センチメートル									

漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号	遊漁についての制限範囲		遊漁料の額及び納付方法	遊漁承認証に関する事項	遊漁に際し守るべき事項	漁場監視に関する事項	違反者に対する措置に関する事項
		いわな こい うぐい	15センチメートル 20センチメートル 12センチメートル					
本吉町淡水漁業協同組合 気仙沼市本吉町津谷館岡10番地	内共第2号	(漁具・漁法の制限) 1 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる範囲内でなければならない。		(遊漁の承認及び遊漁料の納付の義務) 1 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣（但し籠釣を除く）による遊漁の場合には口頭でこれをしなければならぬ。 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣（但し籠釣を除く）による遊漁の場合には違反者の場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の保護培養若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けたものをいう。以下同じ）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は違反者の場合を除き、第1項の承認をするものとする。	1 組合は遊漁の承認をしたときは、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。	1 遊漁者は、遊漁をする場合は、遊漁承認証を携帯し、かつ、漁場監視員の要求のあったときは、これを掲示しなければならない。 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁者は、遊漁に際して、相互に適用な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底を攪拌してはならない。 津谷川梨の	漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示するものとする。	組合は、遊漁者がこの規則に違反した時は、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後この者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。
		漁具・漁法	規模					
		釣り	籠釣を除く					
		2 津谷川、馬籠川において、次条第1項の規定によるあゆについての公表の日から10日間は、手釣、又は竿釣によってする場合を除きあゆの遊漁をしてはならない。						
		(遊漁期間)						
		1 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間中でなければならない。						
		魚種	期間					
		あゆ	7月1日から10月31日までの期間内で組合が定める公表の日					
		うぐい	1月1日から12月31日まで					
		やまめ	3月1日から9月30日まで					
		いわな	3月1日から9月30日まで					
		こい	1月1日から12月31日まで					
		ふな	1月1日から12月31日まで					
		2 前項の公表は三陸新報に掲載してするものとする。						
		(禁止区域)						
		遊漁期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区間内においては、それぞれの右欄の期間中は遊漁をしてはならない。		(遊漁料の額及び納付方法) 1 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が70歳以上、未就学の幼児、小学児童のときは無料、中学生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、事項ただし書きに規定する方法により納付するときは、200円加算した額とする (1) 手釣、竿釣による遊漁の場合				

漁業権者の 名称及び住所	漁業権の 免許番号	遊漁についての制限範囲		遊漁料の額及び納付方法			遊漁承認証に 関する事項	遊漁に際し 守るべき事項	漁場監視に 関する事項	違反者に対する 措置に関する事項			
		区域	期間	魚種	漁具・漁法	遊漁料							
		津谷川梨の木 橋から上流 100mの区域	9月1日から10月15 日まで(あゆ漁のみ)	あゆ	手釣, 竿釣 (但し籠 釣を除く)	1日 1,200円 1年 5,000円		木橋より上 流100mまで の区域					
		(全長制限) 次の表の左欄に掲げる魚種について は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のもの を採捕してはならない。		うぐい	同	同							
				やまめ	同	同							
				いわな	同	同							
				こい	同	同							
		魚種	全長	ふな	同	同							
		あゆ	11 cm	2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所 においてしなければならない。ただし、手 釣, 竿釣には、当該遊漁をする場所にお いて漁場監視員に納付することができる。 納付場所 ・本吉町淡水漁業協同組合 (本吉町津谷館岡 10 番地) ・本吉町川内 笹谷商店 (本吉町高岡 221 番地の 2) ・本吉町馬籠 千葉覚商店 (本吉町馬籠町 23 番地)									
		うぐい	11 cm										
		やまめ	15 cm										
		いわな	15 cm										
		こい	11 cm										
		ふな	11 cm										
		志津川淡水漁業 協同組合 本吉郡南三陸町 志津川字塩入 77 番地	内共第 3 号	(遊漁期間) 1 次の表の左欄に掲げる魚種を対象 とする遊漁はそれぞれ右欄に掲げる期間 内で行わなければならない。	(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 1 漁場区域内において遊漁を使用と する者は、あらかじめ、組合に申請して その承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、手釣, 竿 釣による遊漁の場合は口頭で、その他の 場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、 遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承 認申請書を提出して、しなければならない。 3 組合は第 1 項の規定による申請があ ったときは、手釣, 竿釣による遊漁の場	1 組合は、 遊漁の承認を した時は、遊漁 承認証を遊漁 者に交付する ものとする。 2 遊漁承認 証は、他人に貸 与してはなら ない。					1 遊漁者 は、遊漁をす る場合には、 遊漁承認証 を携帯し漁 場監視員の 要求のあっ たときは、こ れを提示し なければならない。 2 遊漁者	1 漁場監 視員は遊漁 者に対し、こ の規則の遵 守に関して 必要な指示 を行うこと ができる。 2 漁場監 視員は、漁場 監視員証を 携帯し、か	組合は、遊漁 者がこの規則に 違反したとき は、直ちにその 者に遊漁の中止 を命じ又は以後 のその者の遊漁 を拒否すること ができる。この 場合、遊漁者が すでに納付した 遊漁料の払戻し
		魚種	期間										
あゆ	7月1日から10月31日までの 期間内で組合が定めて公表する 期間内												
いわな やまめ	3月1日から9月30日まで												

漁業権者の 名称及び住所	漁業権の 免許番号	遊漁についての制限範囲	遊漁料の額及び納付方法	遊漁承認証に 関する事項	遊漁に際し 守るべき事項	漁場監視に 関する事項	違反者に対する 措置に関する事項																												
		<p>2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する、マルカノー釣具店に掲示して公表するものとする。</p> <p>(禁止区域) 遊漁期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区間内においては、同表右欄の期間中は遊漁をしてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="488 520 954 834"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八幡川河口基点から上流1,000mまでの区域</td> <td>9月15日から10月15日までの期間内で組合が定めて公示する日</td> </tr> <tr> <td>水尻川河口基点から上流中瀬町頭首工まで</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(全長制限) 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1" data-bbox="488 1054 954 1187"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>10センチメートル</td> </tr> <tr> <td>いわな やまめ</td> <td>15センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>	区域	期間	八幡川河口基点から上流1,000mまでの区域	9月15日から10月15日までの期間内で組合が定めて公示する日	水尻川河口基点から上流中瀬町頭首工まで		魚種	全長	あゆ	10センチメートル	いわな やまめ	15センチメートル	<p>合には違反者の場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は違反者の場合を除き、第1項の承認をするものとする。</p> <p>4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、次に定める遊漁料を組合に納付しなければならない。</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法) 1 遊漁料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="954 703 1420 898"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>釣り</td> <td>1年 2,000円</td> </tr> <tr> <td>あゆ</td> <td>釣り</td> <td>1日 500円</td> </tr> <tr> <td>いわな やまめ</td> <td></td> <td>1年 3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="954 1023 1420 1118"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学生以下の子供</td> <td>1日 100円 1年 500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 遊漁料の納付は、マルカノー釣具店もしくは、理事会及び議会され公示された場所において納付しなければならない。ただし、当該漁業をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>(1) マルカノー釣具店 (2) 理事会及び総会で決められ公示された場所</p>	魚種	漁具・漁法	遊漁料	あゆ	釣り	1年 2,000円	あゆ	釣り	1日 500円	いわな やまめ		1年 3,000円	年齢	遊漁料	中学生以下の子供	1日 100円 1年 500円		<p>は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。</p> <p>3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。</p>	<p>つ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>	<p>は行わないものとする。</p>
区域	期間																																		
八幡川河口基点から上流1,000mまでの区域	9月15日から10月15日までの期間内で組合が定めて公示する日																																		
水尻川河口基点から上流中瀬町頭首工まで																																			
魚種	全長																																		
あゆ	10センチメートル																																		
いわな やまめ	15センチメートル																																		
魚種	漁具・漁法	遊漁料																																	
あゆ	釣り	1年 2,000円																																	
あゆ	釣り	1日 500円																																	
いわな やまめ		1年 3,000円																																	
年齢	遊漁料																																		
中学生以下の子供	1日 100円 1年 500円																																		

漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号	遊漁についての制限範囲	遊漁料の額及び納付方法	遊漁承認証に関する事項	遊漁に際し守るべき事項	漁場監視に関する事項	違反者に対する措置に関する事項	
志津川淡水漁業協同組合 本吉郡南三陸町志津川字塩入 77 番地	内共第 4 号	(遊漁期間) 1 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。	(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 1 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。	1 組合は、遊漁の承認をした時は、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。	1 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し漁場監視員の要求のあったときは、これを提示しなければならない。 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。	1 漁場監視員は遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。	組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。	
		魚種	期間					2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。
		あゆ	7月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内					3 組合は第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には違反者の場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は違反者の場合を除き、第1項の承認をするものとする。
		いwana やまめ	3月1日から9月30日まで					4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、次に定める遊漁料を組合に納付しなければならない。
		うなぎ かじか	1月1日から12月31日まで					(遊漁料の額及び納付方法) 1 遊漁料の額は、次のとおりとする。
		2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託するマルカノー釣具店に掲示して公表するものとする。						魚種
		(禁止区域) 遊漁期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区間内においては、同表右欄の期間中は遊漁をしてはならない。						漁具・漁法
		区域	期間					遊漁料
		水尻川河口基点から上流 500m までの区間	9月15日から10月15日までの期間内で組合が定めて公表する日					あゆ 釣り 1年 2,000円
		(全長制限) 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。						あゆ 釣り 1日 500円
魚種	全長	いwana やまめ かじか おいかわ うなぎ 1年 3,000円						
あゆ	10センチメートル							
かじか								
おいかわ								
いwana	15センチメートル							
		2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、右欄に掲げるとおりとする。						

漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号	遊漁についての制限範囲		遊漁料の額及び納付方法		遊漁承認証に関する事項	遊漁に際し守るべき事項	漁場監視に関する事項	違反者に対する措置に関する事項
		やまめ うなぎ	25センチメートル	年齢 中学生以下の子供	遊漁料 1日 100円 1年 500円				
				<p>3 遊漁料の納付は、マルカノー釣具店もしくは、理事会及び議会され公示された場所において納付しなければならない。ただし、当該漁業をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>(1) マルカノー釣具店 (2) 理事会及び総会で決められ公示された場所</p>					
迫川漁業協同組合 栗原市築館字小 淵東 23 番地	内共第 5・6 号	(漁具・漁法の制限) 1 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。		(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 1 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣(但し籠釣を除く)又は投網による遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣(但し籠釣を除く)は投網による遊漁の場合には違反者の場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けたものをいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は違反者の場合を除き、第1項の承認をするものとする。 4 遊漁者は、直ちに次に定める遊漁料を組合に納付しなければならない。		<p>1 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>	<p>1 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求のあったときは、これを提示しなければならない。 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他</p>	<p>1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関し必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>	<p>組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。</p>
		漁具・漁法	規模						
		投網	網の全長 5メートル以下 網目 15 ミリメートル以上						
		2 迫川においてアユの遊漁は、公示の日から 8 月 14 日まで、手釣、竿釣によってする場合を除き、アユの採捕をしてはならない。 3 迫川においての遊漁は、アユの混獲防止のため、手釣、竿釣によってする場合を除き、6 月 1 日から 8 月 14 日まで、投網による遊漁は禁止する。							
		(遊漁期間) 1 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。							
魚種	期間								
あゆ	7 月 1 日から 10 月 31 日まで								
にじます	3 月 1 日から 10 月 31 日まで								

漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号	遊漁についての制限範囲		遊漁料の額及び納付方法			遊漁承認証に関する事項	遊漁に際し守るべき事項	漁場監視に関する事項	違反者に対する措置に関する事項				
		いわな	3月1日から10月31日まで	(遊漁料の額及び納付方法) 1 遊漁料の額は、次のとおりとする。 ただし、第1号の場合において遊漁者が小学生以下は無料（にじます放流の日から5日間は除く）とする。				の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。						
		こい うぐい	1月1日から12月31日まで											
		2 前項の公表は、迫川漁業協同組合が委託した遊漁券取扱所に掲示して公表するものとする。		①手釣・竿釣又は投網による遊漁の場合										
		(全長制限) 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。		魚種	漁具・漁法	遊漁料								
		全魚種	手釣 竿釣	1日 1,200円 1年 4,000円										
			投網	1日 1,200円 1年 7,000円										
				②その他の場合										
		魚種	全長	魚種	漁具・漁法	遊漁料								
		こい にじます	20センチメートル 以下	全魚種	たも網	1日 300円 1年 1,600円								
		いわな やまめ	15センチメートル 以下	2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。その際には200円を加算する。										
うぐい	10センチメートル 以下													
		納付場所 迫川漁業協同組合が指定する遊漁券取扱所												
花山漁業協同組合 栗原市花山字本 沢北ノ前 112-1	内共第 7・8・9号	(遊漁期間)		(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)			1 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。	1 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。	1 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、か	組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は、以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料				
		1 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行なければならない。		1 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。										
		ア、魚種	イ、期間	2 前項の規定による申請は、手釣り、竿釣り（但し、箆釣を除く）、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。										
		こい	1月1日から12月31日まで	3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣り、竿釣（但し、箆										
		うぐい	1月1日から12月31日まで											
		ふな にじます わかさぎ	1月1日から12月31日まで											

漁業権者の 名称及び住所	漁業権の 免許番号	遊漁についての制限範囲	遊漁料の額及び納付方法	遊漁承認証に 関する事項	遊漁に際し 守るべき事項	漁場監視に 関する事項	違反者に対する 措置に関する事項																													
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">いわな</td> <td>3月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ</td> <td>3月1日から9月30日まで</td> </tr> </table> <p>2 前項の公表は、河北新報に掲載して するものとする。</p> <p>(全長制限) 次の表のア欄に掲げる魚種について は、それぞれイ欄に掲げる全長以下のも のを採捕してはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア、魚種</td> <td>イ、全長</td> </tr> <tr> <td>こい</td> <td>10cm 以下</td> </tr> <tr> <td>うぐい</td> <td>10cm 以下</td> </tr> <tr> <td>ふな</td> <td>10cm 以下</td> </tr> <tr> <td>にじます</td> <td>10cm 以下</td> </tr> <tr> <td>さくらます</td> <td>10cm 以下</td> </tr> <tr> <td>いわな</td> <td>15cm 以下</td> </tr> <tr> <td>やまめ</td> <td>15cm 以下</td> </tr> </table>	いわな	3月1日から9月30日まで	やまめ	3月1日から9月30日まで	ア、魚種	イ、全長	こい	10cm 以下	うぐい	10cm 以下	ふな	10cm 以下	にじます	10cm 以下	さくらます	10cm 以下	いわな	15cm 以下	やまめ	15cm 以下	<p>釣を除く) 遊漁の場合には、違反者の場 合を除き、その他の場合には当該遊漁の 承認により当該水産動植物の保護培養若 しくは他の遊漁者(第1項の承認を受け たものを言う。以下同じ。)の行う水産動 物の採捕に著しい支障があると認められ る場合又は違反者の場合を除き、第1項 の承認をするものとする。</p> <p>4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、 次に定める遊漁料を組合に納付しなけれ ばならない。</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>1 遊漁料の額は、次のとおりとする。 但し、第1号の場合において、遊漁者が 未就学の幼児の時は無料、小中学校生徒 又は肢体不自由のときは同号に掲げる額 の2分の1に相当する額とし、次項ただ し書きに規定する方法により納付すると きは、500円を加算した額とする。</p> <p>(1) 手釣、竿釣による遊漁の場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">魚種</th> <th style="width: 20%;">漁具・漁法</th> <th style="width: 60%;">遊漁料</th> </tr> <tr> <td>やまめ</td> <td>手釣</td> <td>1日 1,000円</td> </tr> <tr> <td>いわな にじます こい うぐい ふな さくらます わかさぎ</td> <td>竿釣 (但し、籠 釣りを除 く)</td> <td>1年 4,500円</td> </tr> </table> <p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所 においてしなければならない。但し、手釣、 竿釣は当該遊漁をする場所において漁場 監視員に納付することができる。</p>	魚種	漁具・漁法	遊漁料	やまめ	手釣	1日 1,000円	いわな にじます こい うぐい ふな さくらます わかさぎ	竿釣 (但し、籠 釣りを除 く)	1年 4,500円		<p>2 遊漁者 は遊漁に際 しては、漁場 監視員の指 示に従わな ければなら ない。</p> <p>3 遊漁者 は、遊漁に 際しては、相 互に適当な 距離を保ち、 他の者の迷 惑となる行 為をしては ならない。</p> <p>4 遊漁者 は組合が必 要と認める 区域内にお ける川底を 攪拌しては ならない。</p>	<p>つ、漁場監視 員であるこ とを表示す る腕章をつ けるものと する。</p>	<p>違反者に対する 措置に関する事項</p> <p>の払い戻しは、 しないものとし る。</p>
いわな	3月1日から9月30日まで																																			
やまめ	3月1日から9月30日まで																																			
ア、魚種	イ、全長																																			
こい	10cm 以下																																			
うぐい	10cm 以下																																			
ふな	10cm 以下																																			
にじます	10cm 以下																																			
さくらます	10cm 以下																																			
いわな	15cm 以下																																			
やまめ	15cm 以下																																			
魚種	漁具・漁法	遊漁料																																		
やまめ	手釣	1日 1,000円																																		
いわな にじます こい うぐい ふな さくらます わかさぎ	竿釣 (但し、籠 釣りを除 く)	1年 4,500円																																		

漁業権者の 名称及び住所	漁業権の 免許番号	遊漁についての制限範囲	遊漁料の額及び納付方法	遊漁承認証に 関する事項	遊漁に際し 守るべき事項	漁場監視に 関する事項	違反者に対する 措置に関する事項																										
			<p>納付場所 花山漁業協同組合事務所 (栗原市花山字本沢北の前 112の1)</p>																														
<p>伊豆沼漁業協同組合 栗原市若柳字上畑岡敷味38番地</p>	<p>内共第10号</p>	<p>(漁具、漁法の制限) 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="483 446 949 582"> <tr> <td>漁具、漁法</td> <td>規模</td> </tr> <tr> <td>手釣、竿釣</td> <td>竿釣りは1人3本以内とし 長さは規制しない</td> </tr> <tr> <td>たも網</td> <td>長さ2m以内とし手掬い</td> </tr> </table> <p>(遊漁期間) 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ下欄に掲げる期間内でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="483 726 949 933"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>ふな</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>わかさぎ</td> <td>11月1日から3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td>4月1日から10月31日まで</td> </tr> <tr> <td>えび</td> <td>10月15日から5月15日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(全長制限) 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1" data-bbox="483 1077 949 1220"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい</td> <td>20 cm</td> </tr> <tr> <td>ふな</td> <td>15 cm</td> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td>30 cm</td> </tr> </tbody> </table>	漁具、漁法	規模	手釣、竿釣	竿釣りは1人3本以内とし 長さは規制しない	たも網	長さ2m以内とし手掬い	魚種	期間	こい	1月1日から12月31日まで	ふな	1月1日から12月31日まで	わかさぎ	11月1日から3月31日まで	うなぎ	4月1日から10月31日まで	えび	10月15日から5月15日まで	魚種	全長	こい	20 cm	ふな	15 cm	うなぎ	30 cm	<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 1 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣(但し籠釣を除く「以下同じ」)による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。 3 組合は、第1項の規定による申請があったときには、手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合には違反者の場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の保護、培養若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は違反者の場合を除き、第1項の承認をするものとする。 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに次に定める遊漁料を組合に納付しなければならない。</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法) 1 遊漁料の額は次のとおりとする。但し、遊漁者が未就学の幼児及び小、中学校生徒は無料、肢体不自由者はその額の2分の1に相当する額とする。 2 遊漁料の納付は組合事務所及び現場納付とするが、現場納付の場合は100円を加算した額とする。</p>	<p>1 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>	<p>1 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。</p>	<p>1 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>	<p>組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。</p>
漁具、漁法	規模																																
手釣、竿釣	竿釣りは1人3本以内とし 長さは規制しない																																
たも網	長さ2m以内とし手掬い																																
魚種	期間																																
こい	1月1日から12月31日まで																																
ふな	1月1日から12月31日まで																																
わかさぎ	11月1日から3月31日まで																																
うなぎ	4月1日から10月31日まで																																
えび	10月15日から5月15日まで																																
魚種	全長																																
こい	20 cm																																
ふな	15 cm																																
うなぎ	30 cm																																

漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号	遊漁についての制限範囲	遊漁料の額及び納付方法	遊漁承認証に関する事項	遊漁に際し守るべき事項	漁場監視に関する事項	違反者に対する措置に関する事項															
			<p>手釣, 竿釣又はたも網による遊漁の場合</p> <table border="1" data-bbox="956 459 1422 651"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具, 漁法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい</td> <td>手釣, 竿釣</td> <td>1日 500円</td> </tr> <tr> <td>ふな</td> <td>"</td> <td>1年 4,000円</td> </tr> <tr> <td>わかさぎ</td> <td>"</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td>たも網</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	魚種	漁具, 漁法	遊漁料	こい	手釣, 竿釣	1日 500円	ふな	"	1年 4,000円	わかさぎ	"		うなぎ	たも網					
魚種	漁具, 漁法	遊漁料																				
こい	手釣, 竿釣	1日 500円																				
ふな	"	1年 4,000円																				
わかさぎ	"																					
うなぎ	たも網																					
<p>長沼漁業協同組合 登米市迫町北方 天形 161-13</p>	<p>内共第 11 号</p>	<p>(漁具漁法の制限) 次の表の(ア)欄に掲げる漁具による遊漁は(イ)欄に掲げる範囲内でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="490 810 956 938"> <thead> <tr> <th>(ア) 漁具・漁法</th> <th>(イ) 規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>竿釣</td> <td>全長 5m 以内 1人 3本以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(禁止区域, 期間) 次の表の(ア)欄に掲げる区間においては(イ)欄の期間中遊漁してはならない</p> <table border="1" data-bbox="490 1098 956 1225"> <thead> <tr> <th>(ア) 区域</th> <th>(イ) 期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登米市迫町新田字山ノ神地先漁場陸地より 50m 地内</td> <td>自 1月1日 至 5月31日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(体長制限) 次の表の(ア)欄に掲げる魚種については(イ)欄に掲げる体長以下のものを採捕してはならない。</p>	(ア) 漁具・漁法	(イ) 規模	竿釣	全長 5m 以内 1人 3本以内	(ア) 区域	(イ) 期間	登米市迫町新田字山ノ神地先漁場陸地より 50m 地内	自 1月1日 至 5月31日	<p>(遊漁料の承認及び納付義務者)</p> <p>1 この漁場区域内で手釣, 竿釣の漁具漁法によって遊漁しようとする者はあらかじめ遊漁料を納付しなければならない。</p> <p>2 この漁場区域内で前項漁具漁法以外の漁具漁法によって遊漁しようとする者はあらかじめ遊漁対象水産動植物, 漁具漁法, 遊漁区域, 遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して, 組合の承認を受けなければならない。</p> <p>3 組合が前項の申請があった場合は当該遊漁の承認により当該水産動植物の採捕に著しい支障があると認められるときを除き当該申請を承認するものとする。</p> <p>第 2 項の承認を受けたものは直ちに次に定める遊漁料を組合に納付しなければならない。</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>1 遊漁料は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="956 1369 1422 1449"> <thead> <tr> <th>漁法</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>竿釣, 手釣</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	漁法	年額	竿釣, 手釣	2,000円	<p>1 組合は, 遊漁料の納付を受けたときはによる遊漁承認証を交付するものとする。</p> <p>2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。</p>	<p>1 遊漁者は, 遊漁をするときは遊漁承認証を携帯しなければならない。</p> <p>2 遊漁者は漁場監視員の求めがあるときは遊漁承認証を提示しなければならない。</p> <p>3 遊漁者は相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。</p> <p>尚, 船外機使用</p>	<p>1 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。</p> <p>2 漁場監視員は, 漁場監視員証を携帯しかつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>	<p>組合員はこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合, 遊漁者がすでに納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。</p>			
(ア) 漁具・漁法	(イ) 規模																					
竿釣	全長 5m 以内 1人 3本以内																					
(ア) 区域	(イ) 期間																					
登米市迫町新田字山ノ神地先漁場陸地より 50m 地内	自 1月1日 至 5月31日																					
漁法	年額																					
竿釣, 手釣	2,000円																					

漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号	遊漁についての制限範囲		遊漁料の額及び納付方法			遊漁承認証に関する事項	遊漁に際し守るべき事項	漁場監視に関する事項	違反者に対する措置に関する事項
		魚種	全長							
		こい, ふな	10 cm 以下							
		うなぎ	21 cm 以下							
鳴子漁業協同組合 大崎市鳴子温泉 鬼首字八幡原 34	内共第 12 号	(漁具漁法の制限及びキャッチアンドリリース区間の設置) 1 この漁場区域における遊漁は、次の各号の範囲内でなければならない。 2 竿釣りのうち、ころがしは、稚あゆ放流後又はあゆ友釣り期間中は、稚あゆ放流区域において行ってはならない。おとりあゆ(種あゆ)をとる目的のころがしであっても行ってはならない。 3 投網による遊漁の内、稚あゆ放流後及びあゆ友釣り期間中は、稚あゆ放流区域における投網の使用は、9月10日以降における出水時を除き禁止する。 4 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規格の範囲でなければならない。		(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 1 この漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請しその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、竿釣り(ただし、籠釣りは禁止とする。)又は投網による遊漁の場合には口頭で遊漁承認申請を行い、承認を受けなければならない。 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣り又は投網による遊漁の場合には違反者の場合を除き、第1項の承認をするものとする。 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、次に定める遊漁料を組合に納付しなければならない。			1 組合は、遊漁の承認をし、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。	1 遊漁者は、遊漁をする場合に、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の見やすい場所に装着しなければならない。 2 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 4 遊漁者は、遊漁に際	1 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うものとする。 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。	組合員は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の矯正並びに指導をし、従わない場合は遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができるものとする。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。
		漁具・漁法	規模							
		投網	全長 2.7m 以下 網目 15mm 以上							
		5 次の表の欄に掲げる区域と魚種においては、採捕した魚を持ち帰らずにその場で再放流しなければならない。		(遊漁料の額及び納付方法) 1 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付する場合であって、いわな以外の魚種を対象とした遊漁にあっては、500円を加算した額とし、いわなを対象とした溪流釣りの場合にあっては、1,000円を加算した額とする。 (1) 竿釣り又は投網による遊漁の場合						
		魚種	区域	期間	魚種	遊漁・漁法	遊漁料			

